

知っておこう 老後の資産 ～持ち家の売却や処分について～

自宅を相続する人がいない。施設への住替えや生活費を手に入れるために自宅を売却・処分しようと考えている。そのような方を対象にした商品(リースバック等)がありますが、検討する時には注意が必要です。

今回は、司法書士の先生から、持ち家の売却や処分を検討する時の注意点などについて、お話を伺います。



日時 2月1日(水) 14:00～15:30

場所 太子堂複合施設 活動フロア—
(世田谷区太子堂 2-17-1 太子堂出張所 3階)

講師 司法書士 門脇紀彦氏

対象 65歳以上の太子堂出張所管内にお住いの方
またはそのご家族

申込 電話申込(先着16人) ※1月25日締め切り

【お問い合わせ】

太子堂あんしんすこやかセンター

☎ 5486-9726

